

越知町持続化給付金について

○新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、地域経済を維持するために、事業全般に広く使える**越知町独自の給付金を支給**します。

1. 事業目的

国が実施する『持続化給付金』の対象とならない範囲で売上が減少している事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給し、事業の継続を下支え、地域経済の維持を図ります。

2. 対象事業者等

①対象事業者（商工業に限らず、全ての業種が対象）

（以下の要件を満たす事業者）

- ◇越知町内で事業を営む中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（個人事業者の場合は、越知町に住所を有する者）、その他各種法人等
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者
※国の持続化給付金の対象者（50%以上減少）は対象外です。
- ◇令和元年中の売上が80万円以上あった事業者
※ただし、新規事業者の場合は、国の持続化給付金の算定方式で計算する。

②対象月

2020年3月から5月までの間で、前年同月比20%以上50%未満減少となる月のうち、申請者が任意で選択したひと月

3. 給付額

法人及び個人事業者 **一律 20万円**

※一度、給付を受けた方は、再度給付申請をすることができません。

4. 提出書類

- ①申請書
 - ②2019年分確定申告書の控えの写し
 - ③売上減少となった月の売上台帳等の写し
 - ④通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義（カナ）がわかるもの）
 - ⑤身分証明書の写し（個人事業者のみ）
- ※必要に応じて、追加の書類提出及び説明を求める場合があります。

5. 申請方法等

- ①提出書類は、越知町役場（産業課）まで、持参してください。
- ②提出書類を郵送する場合は、下記、担当課までお願いします。

申請受付期間：7月1日～8月31日（8月31日消印有効）

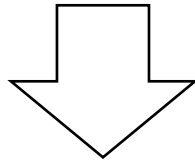
【申請書提出先・問い合わせ窓口】

〒781-1301 越知町越知甲 1970 番地
越知町産業課 ☎0889-26-1105

越知町持続化給付金 申請の流れ

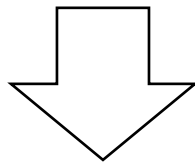
1. 申請書類を入手

- ①郵送で送付
- ②越知町ホームページから印刷またはダウンロード



2. 申請書類の作成

- 【記入する書類】
 - 給付申請書
- 【添付する書類】（すべて写しで可）
 - 確定申告書類等
 - 対象月の月間売上が分かる書類
 - 身分証明書（個人事業者のみ）
 - 振込口座と口座名義が分かる通帳等



3. 申請書類の提出

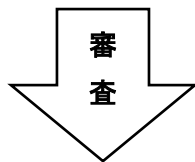
越知町役場(産業課)まで持参してください。(直接、審査するため)
郵送を希望される場合は、下記の宛先までお願いします。

【送付先】

〒781-1301 越知町越知甲 1970 番地
越知町産業課 行

【申請受付期間】

令和2年7月1日～8月31日 ※8月31日の消印有効です。



4. 入金

申請受付後、2週間程度で、口座に振り込みをする予定です。
※審査の結果、不支給となる場合があります。

お問い合わせ先

越知町産業課 ☎0889-26-1105
受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（平日）